

中小企業BCP推進事業
岡山県BCP認定制度 実施要綱

(目的)

第1条 災害等不測の事態が発生しても事業を継続するための経営者と従業員が知恵を出し合う優れた取組や、取引先や地域と連携した取組を行う事業者を認定し、その取組が他の事業者に波及することを通じて、BCP策定の機運を高め、BCP策定や優良な取組の普及を図るため、『岡山県BCP認定制度』を実施する。

(認定対象事業者等)

第2条 認定の対象は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 岡山県内に主な事業所があること（審査の範囲は岡山県内とする）。
- (2) 申請日現在において事業活動を行っていること。
- (3) 反社会的勢力（暴力団等）でないこと。
- (4) 事業者の事業継続のための取組を積極的に行っていること。
- (5) 取引先との事業継続のための取組又は地域と連携した事業継続のための取組のいずれか又は双方を積極的に行っていること。

(申請)

第3条 前条の規定による認定を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、次号に定める書類を添付して、申請期間内に、岡山県BCP認定制度事務局（以下「事務局」という。）に提出することとする。

- (1) 申請書（様式第1～3号）
- (2) 取組の内容が確認できる書類（BCP等）
- (3) 会社概要がわかるもの（パンフレット等）
- (4) 直近過去1年間分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表等）
- (5) 誓約書

2 申請期間は、別途定めるものとする。

3 次のいずれかに該当したときは、申請を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請をしたことが発覚した場合
- (2) 前号のほか、知事が不適格と認めたとき

(審査)

第4条 審査は、有識者で構成する岡山県BCP認定制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行う。

- 2 前項の規定による審査委員会は、別に定める要領により設置し、開催するものとする。

(認定証等の交付)

第5条 知事は、審査委員会の審査結果を踏まえて、申請事業者を「岡山県BCP認定事業者」(以下「認定事業者」という。)として認定するか否かを決定する。

- 2 知事は、認定する決定を行った申請事業者に認定証(別紙様式第4号)を交付する。

(認定有効期間)

第6条 第2条の規定による認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 認定の更新を行う場合は、有効期間の終了する直近の審査委員会前にあらためて申請し、審査を受けるものとする。

(公表)

第7条 認定事業者の名称、認定日及び認定内容等については、岡山県ホームページ等を通じて公表するものとする。

(変更の届出)

第8条 認定事業者は、申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに、別紙様式第5号により知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 次のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (2) 前号のほか、知事が不適格と認めたとき

(取得した情報の取扱い)

第10条 取得した「個人情報」や「事業活動に関する情報」は、岡山県行政情報公開条例第7条第1号及び第2号の非開示情報に該当しない場合を除いて、開示しない。また、その他関係法令に従い厳正に管理するものとする。なお申請書類に記入した連絡先等の個人情報については、制度実施に伴う各種連絡のみに利用するものとする。

(庶務)

第11条 この事業の事務局は、公益財団法人 岡山県産業振興財団に設置する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月6日から施行する。